



**平成21年1月スタート
大阪府内対策地域への
流入車規制**

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成19年10月 改正)

大阪府内対策地域への 流入車規制

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成19年10月 改正)

自動車NOx・PM法とは?

自動車交通が集中し、従来の自動車排出ガス規制だけでは、二酸化窒素等の環境基準の確保が困難な地域を、自動車NOx・PM法の対策地域として指定しています。

具体的には、対策地域内で登録されている自動車に関し、より窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)の排出の少ない車を使ってもらうための車種規制を定め、同時に対策地域に使用の本拠地を有する自動車を30台以上使用する事業者には、事業活動に伴い自動車から排出されるNOx等の排出を抑制するために、自動車使用管理計画書の作成を義務付けています。

対策地域は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県の276市町村です(平成13年12月施行)。大阪府は、37市町が対象で、能勢町、豊能町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村が対象外となっています。

環境基準達成を目指して

大阪府は、自動車NOx・PM法に基づき、「大阪府自動車NOx・PM総量削減計画」を平成15年7月に策定しています。この計画では、平成22年度までに二酸化窒素と浮遊粒子状物質に係る環境基準を達成することを目標とし、車種規制や低公害車の普及等の施策により、自動車から排出されるNOxとPMの総量を削減する目標量を定めています。

平成17年度に実施した中間評価では、計画は順調に進捗しており、今後は「流入車対策」「局地汚染対策」が課題とされました。

平成18年度の大気環境測定結果では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質のいずれも数局で環境基準を達成できており、その早急な改善が求められ、大阪府では流入車対策を検討。平成19年10月に自動車NOx・PM法の対策地域を発着地とするトラック、バス等に車種規制適合車の使用を求める「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の一部改正を行いました。

今後は、従来の施策に加えて流入車対策に取り組み、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準達成を目指しています。



対象自動車を運行する者(全国)

対策地域を発着地として対象自動車を運行する者は、車種規制適合車等を使用しなければなりません。また、運行する車種規制適合車等には、大阪府が交付する適合車等標章(ステッカー)を表示しなければなりません。

(大阪府生活環境の保全等に関する条例(以下「条例」)第40条の15、16)

【違反した場合の罰則等】

〈適合車等の使用〉

- ①違反した者⇒使用命令
- ②使用命令に違反した者⇒50万円以下の罰金

〈適合車等ステッカーの表示〉

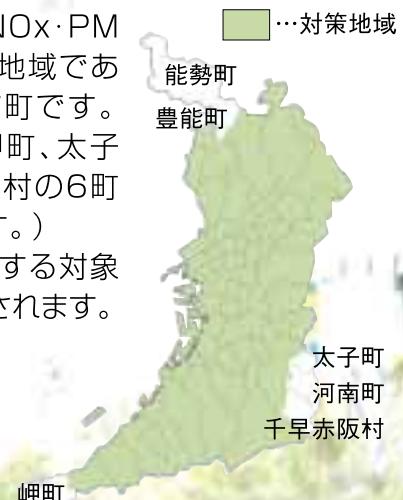
- ①違反した者⇒表示命令
- ②表示命令に違反した者⇒30万円以下の罰金

■ 規制開始時期

平成21年1月1日より、規制を開始します。特種自動車は、平成21年10月1日から規制が開始されます。

■ 対象となる運行

対策地域は、自動車NOx・PM法の対策地域と同じ地域であり、大阪市等の37市町です。(豊能町、能勢町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村の6町村は、対策地域外です。)対策地域を発着地とする対象自動車の運行が規制されます。



■ 対象自動車

次の種類の自動車(いずれも軽自動車を除く)が、規制の対象となる自動車です。

●貨物自動車

トラック、ライトバン、商用車等:1ナンバー、4ナンバー

●乗合自動車

バス、マイクロバス:2ナンバー

●特種自動車

人の運送の用に供する乗車定員11人未満のものを除く:8ナンバー

※乗用自動車(3ナンバー、5ナンバー)や特殊自動車(9ナンバー、0ナンバー)は、対象自動車に含まれません。

車種	ナンバープレートの分類番号		
貨物自動車 (トラック、バン等)	1	10~19	100~199
	4	40~49	400~499
	6	60~69	600~699
乗合自動車 (バス、マイクロバス)	2	20~29	200~299
	一部	50~59	500~599
	7	70~79	700~799
特種自動車	8	80~89	800~899

※特種自動車は人の運送の用に供する乗車定員11人未満のものを除きます。

※乗用自動車、軽自動車、特殊自動車及び二輪自動車は対象外です。

※使用の本拠の位置、自家用、営業用の区別にかかわらず規制対象となります。

■ 排出基準(自動車NOx・PM法と同じ)

自動車NOx・PM法の車種規制によって適用される排出基準と同一です。

→排出基準の適否は、車検証の備考欄の記述で示されています。

車両総重量区分	排出基準		排出基準を満たしていないおそれのある型式	
	NOx	PM	ディーゼル車	ガソリン車
1.7t以下	0.48g/km	0.055g/km	平成14年規制以前の適合車 KP-, HW-, KE-, HA-, KA-, S-, P-, N-, K-, 記号なし	昭和56年規制以前の適合車 L-, J-, H-, 記号なし
1.7t超2.5t以下	0.63g/km	0.06g/km	平成15年規制以前の適合車 KQ-, HX-, KJ-, HE-, KF-, HB-, KB-, S-, P-, N-, K-, 記号なし	平成元年規制以前の適合車 T-, L-, J-, H-, 記号なし
2.5t超3.5t以下	5.9g/kWh	0.175g/kWh	平成15年規制以前の適合車 KR-, HY-, KG-, HC-, KC-, U-, S-, P-, N-, K-, 記号なし	平成4年規制以前の適合車 Z-, T-, M-, J-, 記号なし
3.5t超	5.9g/kWh	0.49g/kWh	平成6年規制以前の適合車 KC-, W-, U-, P-, N-, K-, 記号なし	平成4年規制以前の適合車 Z-, T-, M-, J-

※排出基準を満たしていないおそれのある型式の自動車でも、NOx・PMの排出量が特に少なく基準に適合するものもあります。

※また、基準を満たしていない型式の自動車でも、国土交通省のNOx・PM低減装置性能評価制度により 優良と評価された NOx・PM低減装置を装着することができる車両であれば、装着することにより車種規制適合車となります。

■ 初度登録日からの猶予期間(経過措置車)

排出基準を満たさない対象自動車であっても、施行規則で定められた特定日以降の検査証の有効期間満了日までに限り発着できます。(経過措置対象車)
自動車NOx・PM法における排出基準を満たしていない車両の初度登録日から特定日までの期間(猶予期間)は下表のとおりです。

排出基準に適合している車両は、初度登録日に関係なく府の対策地域内に発着することができます。
(自動車NOx・PM法の猶予期間の詳細については、自動車NOx・PM法パンフレット(環境省)をご覧下さい。)

〈 猶予期間 〉

車種	猶予年数
普通トラック	9年
小型トラック	8年
大型バス	12年
マイクロバス	10年
特種自動車	10年

※猶予期間以降、臨時検査、構造等検査を受ける場合はその前日まで

〈 参考 〉

初度登録日が平成14年4月9日の普通トラックの場合

・特定日:平成23年4月8日

・検査証の有効期間満了日(現在):平成20年8月8日

・猶予期間(現時点):平成23年8月8日…この日まで経過措置対象車として、対策地域を発着地とする運行が可能

※検査日が変われば、猶予期間も変わります。

※平成14年10月以降に初度登録された非適合車については、施行規則で定める特定日(*)以降の検査証の有効期日までは、対策地域を発着可能です。

(*)小型トラック:H22.9.29 普通トラック:H23.9.29
マイクロバス・特種自動車:H24.9.29 バス:H26.9.29

■ 自動車検査証(車検証)による規制に適合しているかどうかの確認方法

車検証の備考欄に自動車NOx・PM法における排出基準の適否、使用可能最終日などが記載されています。
記載内容に応じて、府域の対策地域へ発着可能かどうかが判断できます。

【車検証備考欄の記載内容と規制適合との関係】

- 「使用車種規制(NOx・PM)適合」
→府の対策地域内を発着できます。
 - 「この自動車は、平成〇年〇月〇日以降の有効満了日を越えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」
→有効満了日まで府の対策地域内を発着可能です。
 - 「この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」
→府の対策地域内を発着することができません。
- ※但し、平成14年10月1日以降に初度登録された車種規制非適合車には、別途、猶予期間の規定が設けられています。(P4の猶予期間についての項を参照)

- 「NOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」または記載無し。
→府の対策地域内に発着するためには、自動車検査官の検査を受け、車種規制適合車であることの証明を受ける必要があります。

※平成17年規制適合車(ADE-など型式の識別記号3桁のもの)、電気自動車、CNG自動車は、すべて適合車です。備考欄に適合車であることの記載がないものもありますが、その場合は、型式、燃料の種類から確認ができますので、適合車であることの証明を受ける必要はありません。

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日(改修年月日)	初度登録年月日	自動車の種類	用途	日産用・事業用区分	車体の年式	状況
車名		車 宝 錦 太 鮎 鰐 鯉 鳴 鶴 鷹					
車両番号		登録年月日	年式	前輪駆動	後輪駆動	四輪駆動	車両総重量
型式		製造者の型式	新規登録登録年月日	燃料の種類	国式登録番号	製造区分番号	
所有者の氏名又は名称 所有者の住所 登録者の氏名又は名称 使用者の住所 有効期間の満了する日 平成 年 月 日 年 月 日							
備考							

適合車等標章(ステッカー)

対象自動車で対策地域内を発着地として運行を行う際には、車体の前面右側(やむを得ない場合は、右側面の前部)に、適合車等標章(適合車用又は経過措置車用ステッカー)を表示する必要があります。

ステッカーは、自動車の所有者又は使用者の方からの郵送による請求に基づき、大阪府が車検証の写し等を確認して交付します。

【交付請求必要書類】

自動車1台ごとに

- ・適合車等標章交付請求書(1通 ※様式はP11)
- ・車検証の写し(1通)

1回の請求ごとに

- ・切手を貼った返信用封筒(1通)

※ステッカーの交付は、平成20年6月17日に第1期受付が始まります。

※対策地域を発着地とする運行を行う場合は、府のステッカーを表示する必要があります。他のステッカーで代替はできません。

※請求先など手続きの詳細は大阪府のホームページをご覧ください。
(<http://www.epcc.pref.osaka.jp/kotsu/ryuunyuu/>)

【罰則等】

〈ステッカーの偽造、変造及び偽造品・変造品の使用〉

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

〈ステッカーの模造及び模造品の使用〉

6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金

〈ステッカーの交付対象車以外への使用〉

30万円以下の罰金

〈不正手段によるステッカーの交付受け〉

20万円以下の罰金



特定運送事業者(府域)

- 1:貨物・旅客自動車運送事業者であり、府内に使用の本拠の位置を有する対象自動車を30台以上所有し、又は使用する者
- 2:第一種貨物利用運送事業者であり、資本金の額等が3億円を超え、かつ、府内に事業所を有するもの

1または2に該当する事業者は下記の義務を負います。(条例第40条の18)

【知事への報告(毎年度)】

適合車等を使用することを遵守するために前年度に講じた措置及び当該年度に講じようとする措置の概要を指定様式により知事に報告しなければなりません。

報告期限 每年6月30日

報告事項 以下に示す対象自動車に係る措置
(運行計画での配慮等も含む。)

- ・対策地域外の営業所に配置されている対象自動車
- ・他の運送事業者等に運送を委託する場合、委託を受けた運送事業者等が使用する対象自動車

報告様式 施行規則で定める様式

(電子申請も可能とする予定)

※報告は、事業者単位。ただし、措置の内容は別紙に記載するので、営業所単位で記載も可能。

【違反した場合の罰則等】

報告をしない者 ⇒ 5万円以下の過料

虚偽の報告をした者 ⇒ 5万円以下の過料

荷主等・旅行業者(府域)

1. 荷主等

- ①自己の事業に関して対策地域内の事業所等を発着地として貨物等(廃棄物を含む。)を貨物運送事業者等に委託して運送させる者
- ②自己の事業に関して対策地域内の事業所等に購入等する物品を運送させる者

2. 旅行業者

旅行業を営むもの

1または2に該当する事業者は下記の義務を負います。(条例第40条の19)

【適合車等の使用の求め】

荷主等は、貨物等を貨物運送事業者等に委託して運送させようとするときや、購入等した物品を運送させようとするときは、貨物運送事業者等や、物品を販売した者に対し、それぞれ、車種規制適合車等の使用を求めなければなりません。
また、旅行業者は、旅客を運送させようとするときは、当該旅客自動車運送事業者に対し車種規制適合車等の使用を求めなければなりません。

【適合車等の使用の求めの例】

- ・契約に関する書面(契約書、契約書に付属する仕様書等の書面、約款等)での明記
- ・契約時に事前審査を実施し、車種規制適合車等の使用が確認できた者のみと契約を締結
- ・車種規制適合車等のみを使用する旨の誓約書の提出

※義務履行の証明のためには、書面での交付及び保存が望ましい

【適合車等の使用の確認】

対象自動車の発着の際に、車種規制適合車等が使用されたかどうかを下記のいずれかの方法により確認してください。

- ・適合車等ステッカーの表示確認
- ・適合車等ステッカー交付番号を記入した交付請求書の写しの確認（大阪府からステッカーの交付時に添付）
- ・車検証の確認
- ・運送事業者等から提供を受けた使用する車種規制適合車リストとの照合

【確認結果の記録】

下記項目について、確認結果を記録してください。（保存期間3年間）

1. 対象自動車を使用した運送の有無
2. 確認年月日
3. 非適合車による運送の記録
 - ①当該車両のナンバー及び運転者の氏名
 - ②運送事業者等の氏名又は名称

様式の指定はありませんので、各事業者における業務形態を踏まえて、適切な方法で記録してください。

[記録方法の例]

- ・業務日誌の中で併記する方法
- ・専用の記録票を作成する方法
- ・電子データとして記録する方法

【違反した場合の罰則等】

〈適合車等の使用の求め〉 〈適合車等使用の確認及び結果の記録〉

- 違反した者 ⇒ 改善勧告 ①違反した者 ⇒ 改善命令
 ②改善命令に違反した者 ⇒ 20万円以下の罰金

特定荷主等、特定旅行業者（府域）

1. 特定荷主等

荷主等のうち、貨物等または購入等する物品を継続的に又は反復して運送させる者であり、資本金の額等が3億円を超えるかつ府内に延べ面積が1万m²を超える事業所または敷地面積が3万m²を超える事業所を有するもの

2. 特定旅行業者

第一種旅行業を経営する者

1または2に該当する事業者は下記の義務を負います。（条例第40条の22）

【知事への報告（毎年度）】

適合車等の使用の求めの実施状況とその確認の結果の概要について指定様式により知事に報告しなければなりません。

報告期限 每年6月30日

報告様式 施行規則で定める様式

報告事項 車種規制適合車等の使用の求めの実

（電子申請も可能とする予定）

施状況の概要

※報告は、事業者単位。ただし、措置の内容は別紙に記載するので、営業所単位で記載も可能。

→使用の求めをどのように行ったか
車種規制適合車等が使用されている

ことの確認の結果の概要

→確認結果の集計は意図しておらず、
適合車等が使用されなかった状況等
を把握することが主目的

【違反した場合の罰則等】

報告をしない者 ⇒ 5万円以下の過料

虚偽の報告をした者 ⇒ 5万円以下の過料

施設管理者・対象自動車を販売または賃貸する事業者(府域)

■ 施設管理者(対策地域)

次のいずれかに該当する対策地域内の施設の管理者は、下記の義務を負います。(条例第40条の23)

- ①港湾法に規定する重要港湾
- ②空港整備法に規定する第一種空港
- ③鉄道の貨物駅(上屋又は荷さばき場及び対象自動車の駐車場を有するもの)
- ④自動車ターミナル法に規定する一般自動車ターミナル
- ⑤卸売市場法に規定する中央卸売市場
- ⑥倉庫業法第3条により登録を受けた倉庫であって、延べ面積が1万m²を超える又は敷地面積が3万m²を超えるもの
- ⑦公有水面埋立法第2条第1項の免許を受けた公有水面の埋立区域内にある廃棄物の最終処分場又は土砂の埋立地
- ⑧対象自動車を50台以上駐車することができる駐車場を有する施設であり、次のイ～ハに該当するもの
　イ・観光施設財団抵当法第2条の観光施設を定める政令本則に掲げる観光施設その他これに類する施設
　ロ・興行場法第1条第1項に規定する興行場
　ハ・会議場施設、展示施設又は見本市場施設

【適合車等使用の周知措置】

当該施設に対象自動車で出入りする者に対し、車種規制適合車等の使用義務について周知のための措置を講じなければなりません。

〔措置の具体例〕

- ・駐車場の出入口への看板の設置
- ・駐車場の出入口や運転手控室等へのポスターの掲示
- ・ホームページ中のアクセス案内のページでの注意書き
- ・駐車場の予約券等への注意書き
- ・パンフレット等への注意書き

【違反した場合の罰則等】

違反した者 ⇒ 改善勧告

■ 対象自動車の販売業者及び賃貸業者(府域)

対象自動車を販売または賃貸する事業者は、下記の義務を負います。(条例第40条の24)

【適合車等使用の周知措置】

対象自動車を購入し、又は賃借する者に対し、書面等を通じ、対策地域を発着地とする運行への車種規制適合車等の使用義務について周知のための措置を講じなければなりません。

〔措置の具体例〕

- ・非適合車の車内に注意書きを表示
- ・非適合車等を販売又は賃貸する際に、説明書を交付
- ・営業所内へのポスター等の掲示及び販売又は賃貸する際の説明

【違反した場合の罰則等】

違反した者 ⇒ 改善勧告

融資制度等

各府県の中小企業向けの融資制度について、それぞれご相談ください。

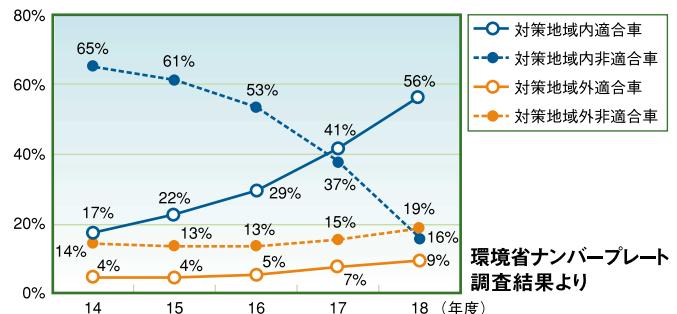
また、国の補助・融資制度については、環境省のホームページをご覧ください。

(<http://www.env.go.jp/air/car/mado/index.html#04>)

府域の主要道路を通行する普通貨物自動車の構成割合（登録地別・排出基準の適否別）

対策地域内に使用の本拠を有する非適合車の割合は大幅に減少、反面、対策地域外に使用の本拠を有する非適合車の割合が増加

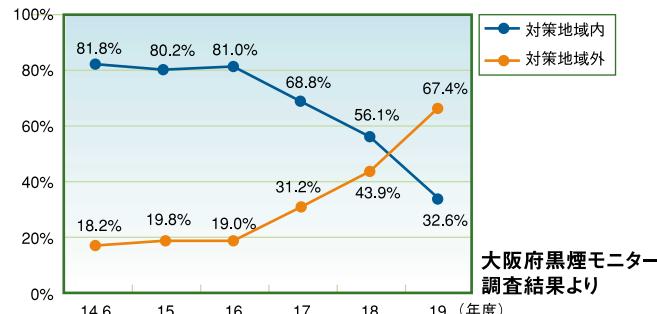
平成14年度以降、対策地域内に使用の本拠を有する適合車の走行割合が確実に増加し、非適合車の走行割合も確実に減少している。しかし、対策地域外に使用の本拠を有する普通貨物自動車の走行割合は増加（平成15年度：17%→平成18年度：28%）し、そのうち非適合車の走行割合も増加（平成15年度13%→平成18年度：19%）。対策地域外に使用の本拠を有する非適合車の流入に歯止めがかかっていない。



黒煙の排出を通報された自動車の登録地別構成割合

黒煙の排出を通報された自動車に占める流入車の割合が急速に増加

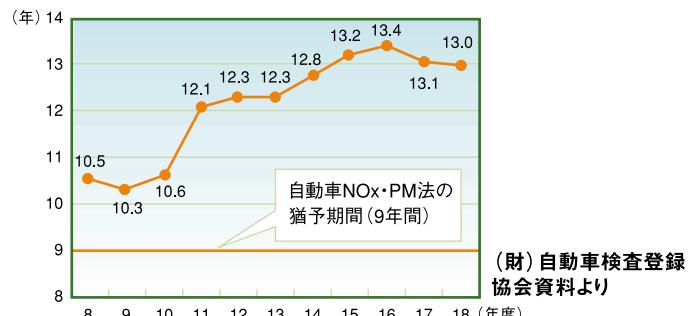
黒煙の排出を通報された自動車の登録地をみると、平成16年度までは、対策地域の内外別の割合に変化が見られなかったが、平成17年度以降は対策地域内に使用の本拠を有する自動車の割合が大きく減少し、平成19年度にはその割合が逆転した。



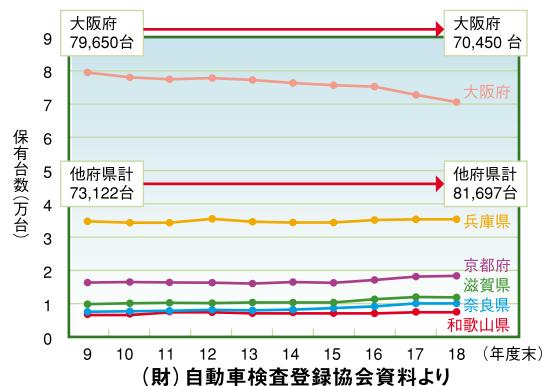
普通貨物自動車の平均使用年数の推移（全国）

対策地域内外での使用年数の格差が拡大

NOx・PM法の対策地域内では猶予期間が9年しかない。しかし、全国平均が13年ほどもあることを考えると、約4年の差がある。10年ほど前は全国平均が約10年だったのが、平成18年度は13年となり、約3年伸びている。



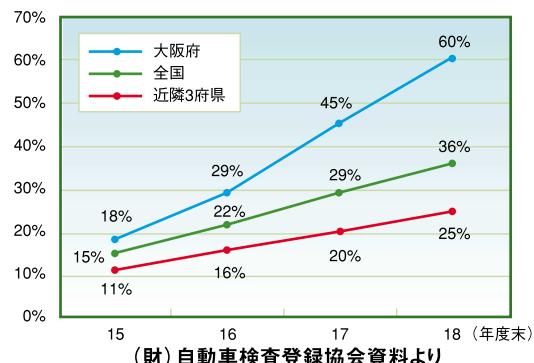
近畿府県別営業用貨物車保有台数の増減状況



大阪府周辺地域の保有台数が増加

大阪府内の保有台数は、平成9年度から18年度の9年間で12%減少した。しかし、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県の5府県の合計は、同9年間で約12%増加している。ちなみに、大阪府を含む2府4県の保有台数は、平成9年度も平成18年度もさほど変わっていない。

平成14年以降のエリア別適合車初度登録車の割合



全国を大幅に上回る60%を確保

平成14年度以降の初度登録車（概ね適合車に相当）の割合は、全国が緩やかに増加しているのに比べ、大阪府はその傾向が著しく増加している。その割合は、平成15年度から18年度の3年間で、全国は約2.6倍、大阪府は約3.4倍に増加している。反面、大阪府近隣の3府県の割合は平成18年度末で25%と全国平均の36%よりも低い。

よくある質問 ★ Q & A ! ?

Q1 規制の対象となる自動車種は?

規制の対象となる自動車を、府条例では「対象自動車」といいます。対象自動車には、いずれも軽自動車を除く貨物自動車(トラック、ライトバン等)、乗合自動車(バス、マイクロバス)、特種自動車(人の運送の用に供する乗車定員11人未満のものを除く。)が含まれます。なお、乗用自動車、特種自動車(人の運送の用に供する乗車定員11人未満のものに限る。)、特殊自動車、二輪車は規制の対象外となります。

Q2 どのような行為が規制対象となるのか?

対策地域を発地又は着地とする運行に、車種規制非適合車(自動車NOx・PM法の排出基準に適合していない対象自動車。初度登録日から一定の期間内の対象自動車(経過措置対象車)は除く。)を使用することができます。

参考:『排出基準適合車一覧』(P.4)

Q3 規制の開始はいつか?

平成21年1月1日からです。ただし、特種自動車については、車種規制適合車(自動車NOx・PM法の排出基準に適合している対象自動車)以外の自動車を、平成21年9月30日まで経過措置対象車として取扱うことにより、平成21年10月1日から規制を開始することとします。

Q4 東京都認定の低減装置を装着した場合、規制対象から外れるのか?

東京都の規制はPMのみを対象としていますので、東京都認定の低減装置を装着しても、直ちに自動車NOx・PM法の排出基準に適合する訳ではありません。ただし、国土交通省のNOx・PM低減装置性能評価制度により優良と評価されたNOx・PM低減装置であれば、それを装着することにより車種規制適合車となりますので、規制対象から外れます。

Q5 車種規制非適合車が発着できない府内地域は?

車種規制非適合車による発着が規制される地域を、府条例では「対策地域」といいます。対策地域は、自動車NOx・PM法の対策地域と同地域である大阪市を始めとする37市町です。(豊能町、能勢町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村の6町村は対象外)

Q6 対象自動車の販売業者や賃貸業者がしなければいけないことは?

府内の販売業者及び賃貸業者は、「車種規制非適合車は大阪府の条例で対策地域内を発地又は着地とする運行には使用できない。」ことについて周知の措置を講じてください。

Q7 車種規制非適合車で対策地域内を発着した場合は罰則が適用されるのか?

適合車等による運行命令に違反した者は50万円以下の罰金となります。また、標章(ステッカー)の偽造もしくは変造等は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金、ステッカーの表示命令違反は30万円以下の罰金となります。

Q8 荷主等にも罰則はあるのか?

適合車等の使用の確認・結果の記録をしていない者への改善命令違反に対して20万円以下の罰金が定められています。

Q9 私生活における運送において、荷主等の義務は発生するのか?

荷主等に対する義務(車種規制適合車等の使用の求め、使用の確認・確認結果の記録)は、事業活動に伴うもののみ規制の対象としています。したがって、私生活に係る運送や会社の従業員による私的な荷物の收受は、荷主等としての責務は課せられません。ただし、私生活における運行・運送においても、対策地域内を発地又は着地として対象自動車による運行を行う場合は、適合車等を使用しなければならないことにご注意ください。

Q10 適合車への買換えなどの支援制度はあるのか?

各府県の中小企業向け等の融資制度がありますので、各府県にご相談ください。また、国の補助・融資制度については、環境省のホームページ(P.8参照)をご覧ください。

適合車等標章交付請求書

年 月 日

大阪府知事様

請求者 住所

氏名 _____

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の16第1項の規定により、適合車等標章の交付を請求します。

交付の区分		車種規制適合車	経過措置対象車
交付を請求する自動車に関する事項	自動車の登録番号		
	車台番号		
	型式		
	原動機の型式		
	使用者の氏名又は名称		
	使用の本拠の位置		
車種規制適合車等であることを証する書面	自動車検査証(写)	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
	その他の添付書類	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>

- 注) 1. 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
 2. 「交付を請求する自動車に関する事項」の欄には、自動車検査証に記載されている内容を転記してください。
 3. 「使用者の氏名又は名称」の欄には、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」の欄が＊＊＊と記載されているときは、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」の欄に記載されている内容を転記してください。
 4. 「使用の本拠の位置」の欄には、自動車検査証の「使用の本拠の位置」の欄が＊＊＊と記載されているときは自動車検査証の「使用者の住所」の欄に記載されている内容を、「使用の本拠の位置」と「使用者の住所」の欄が共に＊＊＊と記載されているときは「所有者の住所」の欄に記載されている内容を転記してください。
 5. 「車種規制適合車等であることを証する書面」の欄には、それぞれ該当する□内にレ印を記載してください。なお、自動車検査証で車種規制適合車等であることが確認できない自動車については、自動車検査証(写)に加えて、車種規制適合車等であることを証明できる書類を添付する必要があります。
 6. この請求書(添付された自動車検査証の写しを含む)に記載された内容は、対策地域を発地又は着地とする運行に使用されている自動車が車種規制適合車等であることを確認する目的に使用するため、大阪府警察本部に提供します。

(大阪府記載欄) ※以下の欄には、記載しないこと。

受付	審査	決定	送付	登録

※受付用

決 定	車種規制適合車	・ 経過措置対象車	(有効期限 年 月)
標章交付番号			

法律及び自治体条例によるディーゼル車規制

項目	法律・条例	大阪府条例	自動車NOx・PM法	兵庫県条例	首都圏条例
規制開始時期		平成20年4月1日:一部施行(ステッカー関係) 平成21年1月1日:全面施行(運行規制の開始)	平成14年10月1日:新車 平成15年10月1日:使用過程車	平成16年10月1日	平成15年10月1日
規制内容		対策地域を発地又は着地とする排出基準に適合しない自動車の運行(通過は除外)を禁止	排出基準に適合しない自動車は、対策地域内で登録できない	排出基準に適合しない自動車の運行(流入を含む)を禁止	PM排出基準に適合しないディーゼル車の運行(流入を含む)を禁止
規制地域		大阪府内 (豊能郡豊能町及び能勢町、泉南郡岬町並びに南河内部太子町、河南町及び千早赤阪村を除く地域)	東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・愛知県・三重県・大阪府・兵庫県の8都府県で指定された市町村(東京23区を含む)	神戸市(灘区・東灘区)・芦屋市・西宮市(北部地域を除く)・伊丹市・尼崎市 (但し、工業専用地域、臨港地区を除く)	埼玉県内全域 千葉県内全域 東京都内全域(島しょ地域を除く) 神奈川県内全域
規制対象物質		窒素酸化物(NOx) 粒子状物質(PM)	窒素酸化物(NOx) 粒子状物質(PM)	窒素酸化物(NOx) 粒子状物質(PM)	粒子状物質(PM)
規制車両		自動車NOx・PM法の対象車両に同じ (但し、人の運送の用に供する乗車定員11名未満のものを除く)	排出基準に適合しない以下の自動車 ①普通トラック ②小型トラック ③大型バス(定員30人以上) ④マイクロバス(定員11人以上30人未満) ⑤特種自動車(トラック・バス・ディーゼル乗用車をベースとしたものに限る) ⑥ディーゼル乗用車(定員11人未満)	自動車NOx・PM法の対象車両のうち、車両総重量8トン以上の車両 (バスは定員30人以上)	排出基準に適合しない以下のディーゼル自動車 ①普通トラック ②小型トラック ③バス(定員11人以上) ④特種自動車
猶予期間 <small>注:いずれも初度登録からの年数を表す</small>		自動車NOx・PM法の猶予期間に同じ	普通トラック:9年 小型トラック:8年 大型バス(定員30人以上):12年 マイクロバス(定員11人以上30人未満):10年 特種自動車:10年 ディーゼル乗用車:9年	普通トラック:10年 大型バス:13年 特種自動車:11年 (自動車NOx・PM法の猶予期間に1年をプラス)	車両を問わず7年
適用除外		対策地域内を通過する場合	—	規制対象地域内的一部の路線(阪神高速5号湾岸線)を運行する場合	8都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市)が指定する粒子状物質減少装置を装着した場合
規制を担保する手段等		・適合車等標章(ステッカー)の貼付義務 ・荷主等、旅行業者への適合車使用の求め・確認記録義務 ・事業者への立入検査	・車検証の不交付(運行禁止)	・事業者への立入検査 ・街頭検査 ・監視カメラ ・荷主への勧告 ・公表	・事業者への立入検査 ・路上検査 ・監視カメラ ・氏名公表 ・荷主に勧告、適切な処置を求める
罰則		適合車の使用命令違反:50万円以下の罰金 適合車等標章の表示命令違反:30万円以下の罰金	6ヵ月以下の懲役又は20万円以下の罰金	20万円以下の罰金	50万円以下の罰金
備考		自動車NOx・PM法改正の概要(平成20年1月1日施行) ・局地汚染対策として重点対策地区の新設(自動車排出ガスが対策地域内の他の部分に比較して著しく、大気の汚染の防止を図るために対策の計画的な実施が特に必要である地区として都道府県知事が指定) ・指定地区(重点対策地区的うち流入車対策を講じることが特に必要である地区として環境大臣が指定)への周辺地域からの流入車対策を実施。 ・対策地域の周辺地域の特定の事業者による流入車に係る計画の作成 等			

詳細については下記にお問い合わせください。

【大阪府条例】

大阪府環境農林水産部環境管理室交通環境課

自動車排ガス規制・指導グループ

TEL : 06-6944-9251 FAX : 06-6941-5778

e-mail : kankyoukanri-g07@sbox.pref.osaka.lg.jp

【自動車NOx・PM法】

環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

TEL : 03-3581-3351(代表)

e-mail : kanri-jidosha@env.go.jp

HP : <http://www.env.go.jp/air/car/noxpm.html>

※掲載データは、2008年5月末現在のものです。

●発行:社団法人 兵庫県トラック協会

〒657-0043

兵庫県神戸市灘区大石東町2丁目4-27

TEL078(882)5556 FAX078(882)5565

<http://www.hyotokyo.or.jp/>

●制作協力:株式会社 トライス

根を意味するROOT。生活の根底を支えるトラック輸送を彷彿としさらにROUTE(ルート)ともゴロを合わせ親しみやすくしています。